

長崎市省エネ設備等更新支援補助金

物価高騰の影響が依然として続く中、原材料費や燃料費などのコスト高に直面している市内中小企業者等のエネルギーコストに要する経費削減につながる**省エネルギー設備更新等の取組み**を支援します。

対象事業	市内事業者の経営基盤の強化や温室効果ガスの排出削減を図ることを目的に、10%以上の省エネルギー化に寄与する工場内の機械設備等の更新や自社消費を目的とした太陽光発電設備の導入などの取組みに資する事業 (対象設備) 次の①～⑤に掲げるもので、省エネルギー又は高効率効果が既存設備等と比較して10%以上の効果が見込まれるなど、一定のコスト削減が見込まれる機械設備等及び諸経費 ①生産活動等に必要な機械設備 ②小型ボイラー設備 ③自家消費型太陽光発電設備（主に自社消費を目的としたものに限る） ④蓄電池（③と連携したものに限る） ⑤その他省エネルギー又は高効率効果が見込まれるもの ※①、②、⑤については更新のみ、③、④については、新設のみに限る
補助対象者	下記の要件を全て満たす市内中小事業者 ① 市内に本社又は工場を有し、3年以上市内で事業を継続している中小事業者。 ② 次のいずれにも該当していないこと。 ア 市税、事業税、消費税又は地方消費税を滞納している事業者 イ 長崎市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員並びにその関係者 ③ 補助金の交付を受けようとする対象経費について、同様の趣旨の他の補助金等の交付(国又は地方公共団体によるものを含む。)を受けていないこと
事業期間	交付決定日 ～ 令和9年2月末
対象経費	裏面のとおり
補助率・補助限度額	【補助率】 3分の2 ※1,000円未満切り捨て (※自家消費型太陽光発電設備に係る補助金の額は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの出力の合計値のいずれか低い値に1kW当たり75,000円を乗じた額) 【補助限度額】 上限額500万円、下限額100万円

申請書類	【提出書類】 ① 長崎市省エネ設備等更新支援補助金交付申請書（第 1 号様式） ② 補助事業（収支）計画書（第 2 号様式） ③ 前年度・前前年度決算書（法人に限る） ④ 税務署へ提出した直近 2 期分の事業の収支内訳書又は青色申告決算書及び貸借対照表の写し（個人事業者に限る） ⑤ 宣誓書兼同意書（第 3 号様式） ※個人の場合は本人分を記載 ⑥ 更新前の設備の写真 ⑦ 設備比較証明書（第 4 号様式） ⑧ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（法人に限る） ※写し可 ⑨ 市税の完納証明書及び県税の納税証明書（未納がない証明）、消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことを証明する納税証明書（その 3）※原本 ⑩ 業者選定理由書（複数の見積書が提出できない事業者に限る） ※①、②、⑤、⑦の様式は、長崎市ホームページからダウンロードできます。 【添付書類】 ① 見積書 ※見積書 1 者の場合は、⑩業者選定理由書（任意様式）の提出が必要となります。 ② 機械設備等の機能等がわかる資料（パンフレット 等）
申請期限	令和 8 年 1 2 月 2 8 日まで（予算がなくなり次第、受付は終了します）
備考	https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/76423.html 又は、「長崎市 省エネ設備等更新支援補助金」で検索
お問い合わせ	長崎市経済産業部新産業推進課 誘致ものづくり支援係 〒850-8685 長崎市魚の町 4-1 14 階 TEL 095-829-1273 FAX 095-829-1151 Mail shin_sangyo@city.nagasaki.lg.jp

対象経費

補助対象経費
機械設備等導入費（工場内での生産活動に供する機械設備等（取得価額が30万円（消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。）以上のものに限る。以下同じ。）で、導入から5年以上経過した既存の機械設備等と更新する機械設備等を比較して、機械・設備メーカー又は納入業者等により省エネルギー又は高効率効果が既存の機械設備等と比較し10%以上見込まれると証明された機械設備等の更新、又は主に自社消費を目的とした自家消費型太陽光発電設備・蓄電池の新設） 【対象となる機械設備等（例）】 ・ 工作機械、変圧器、加工機械、産業用モータ、プレス機械、プラスチック加工機械、ボイラー、照明設備等 ただし、次に掲げる経費は除く。 (1) 機械設備等の新設（太陽光発電設備及び蓄電池は除く。） (2) 生産活動に供しない機械設備等 (3) 蓄電池のみの新設 (4) 1件当たりの取得価格が30万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない価格）未満の機械設備等 (5) 中古品の購入費 (6) 空調機器、厨房機器設備 (7) 機械設備等のリース又はレンタルに要する経費 (8) 機械設備等の設置に係る自社の人件費、旅費 (9) パソコン、プリンター、コピー機など汎用性の高い機械設備等の購入費 (10) 既存機械設備等の改良・改修に要する経費
工事費（補助対象事業の実施に係る据付及び撤去工事に要する経費に限る。） ただし、次に掲げる経費は除く。 (1) 省エネルギー設備の設置場所の整備工事、基礎工事に要する経費
専門家費（専門家による省エネ診断費用、行政書士による省エネに係る補助金の書類作成代行費用に限る。）
運搬費（補助対象事業の実施に直接必要な運搬費に限る。）
処分費（補助対象事業の実施に直接必要となる処分費に限る。）

※消費税及び地方消費税相当額分は対象外となります。

※ 対象外経費については、募集要項の「10（2）補助対象外経費について」をご参照ください。